# 職場における感染防止のお願い。 〜新型コロナウイルス感染症による労働災害が急増!〜

八王子労働基準監督署町田支署

八王子労働基準監督署町田支署管内では、職場内での新型コロナウイル ス感染症のクラスター発生などによる労働災害が急増しています。

感染症を減少させるには各事業場での取組が極めて重要となりますので、以下の取組にご協力をお願いいたします。

#### 1 職場への出勤について

- (1) 在宅勤務(テレワーク)の活用をお願いします。 ※詳細は「テレワーク総合ポータルサイト」をご確認ください。
- (2) 出勤する場合でも、時差出勤や自転車通勤等により、人との接触をできるだけ避けた通勤方法を行ってください。
- (3) 体調のすぐれない従業員が気兼ねなく休める雰囲気を作るために、ルールなどを定めておいてください。

## 2 職場内における感染防止について

- (1) 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人の方が触れる箇所の定期的な消毒などを行ってください。
- (2) 従業員同士の距離の確保、定期的な職場の換気、マスク着用の徹底、仕切り板の設置などの対策を行ってください。
- (3) 休憩室、更衣室、喫煙所などに移動する"場の切り替わり"や、飲食の場など<u>「感染の</u> <u>リスクが高まる『5つの場面』」</u>での対策・呼びかけを行ってください。
- (4) 具体的な点検に当たっては<u>「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」</u>(R3.5.17版)や<u>「職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を推進するためのポイント」</u>(労働者健康安全機構作成動画)などを参考にしてください。

## 3 職場内で感染者が発生した場合について

(1) 業務によって従業員の方が新型コロナウイルスに感染した場合は、<u>労災保険給付の対象</u>となります。

特に医師・看護師や介護の業務に従事されている従業員の方については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。

(2) 従業員の方が新型コロナウイルス感染症による労働災害で休業等をした場合には、<u>「労働者死傷病報告」</u>の提出が必要となります。

#### 4 そのほか

- (1) 職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策については、東京労働局健康課の相談コーナー(03-3512-1616)へお問い合わせください。
- (2) 労災保険給付に関しては当支署労災課(O42-718-8592)、 労働者死傷病報告に関しては当支署監督・安衛課(O42-718-9134) へお問い合わせください。